

条例に基づく被災者の方に対する町税の減免措置について

災害により被害を受けた方は、次のとおり町税の軽減または免除を受けることができます。

税目	軽減または免除の要件	軽減または免除の割合															
町民税	災害により、納税義務者が死亡、または障害者となった場合（災害後に到来する納期に係る税額が対象）	納税義務者が死亡した場合・・・10分の10 納税義務者が障害者となった場合・・・10分の9															
	以下のすべての要件を満たす場合（災害後に到来する納期に係る税額が対象） ① 納税義務者の所得に係る住宅（不動産事業に係る住宅を除く）又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償見舞金等により補てんされるべき金額を除く。）が住宅または家財の価格の10分の3以上 ② 前年中の合計所得金額が600万円以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 440 1482 523">損害程度</th> <th colspan="2" data-bbox="1482 440 2051 523">軽減または免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 523 1482 624">合計所得金額</td> <td data-bbox="1482 523 1762 624">10分の3以上10分の5未満のとき</td> <td data-bbox="1762 523 2051 624">10分の5以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 624 1482 687">300万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1482 624 1762 687">10分の5</td> <td data-bbox="1762 624 2051 687">10分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 687 1482 751">450万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1482 687 1762 751">10分の2.5</td> <td data-bbox="1762 687 2051 751">10分の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 751 1482 815">450万円を超えるとき</td> <td data-bbox="1482 751 1762 815">10分の1.25</td> <td data-bbox="1762 751 2051 815">10分の2.5</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	軽減または免除の割合		合計所得金額	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき	300万円以下であるとき	10分の5	10分の10	450万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5	450万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5
	損害程度	軽減または免除の割合															
合計所得金額	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき															
300万円以下であるとき	10分の5	10分の10															
450万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5															
450万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5															
以下のすべての要件を満たす場合（災害後に到来する納期にかかる税額が対象） ① 農作物の減収による損失額（農業災害補償法によって補てんされるべき金額を除く）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上 ② 前年中の合計所得金額が600万円以下 ③ 前年中の合計所得金額のうち農業所得以外の所得が240万円以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 882 1581 965">合計所得金額</th> <th data-bbox="1581 882 2051 965">軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 965 1581 1029">180万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1581 965 2051 1029">10分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1029 1581 1093">240万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1581 1029 2051 1093">10分の8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1093 1581 1157">330万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1581 1093 2051 1157">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1157 1581 1220">450万円以下であるとき</td> <td data-bbox="1581 1157 2051 1220">10分の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1220 1581 1316">450万円を超えるとき</td> <td data-bbox="1581 1220 2051 1316">10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	軽減又は免除の割合	180万円以下であるとき	10分の10	240万円以下であるとき	10分の8	330万円以下であるとき	10分の6	450万円以下であるとき	10分の4	450万円を超えるとき	10分の2				
合計所得金額	軽減又は免除の割合																
180万円以下であるとき	10分の10																
240万円以下であるとき	10分の8																
330万円以下であるとき	10分の6																
450万円以下であるとき	10分の4																
450万円を超えるとき	10分の2																

※ 必要書類 減免申請書・り災証明書

※ 申請 納期限前7日までに減免申請書を提出

【問い合わせ先】 玉東町役場税務課 電話 0968-85-3184

税目	軽減または免除の要件	軽減または免除の割合		
固定資産税	<p>町内に所在し、災害等により著しく価値を減じた固定資産。ただし保険金等により補てんされるべき金額を除く。（災害後に到来する納期にかかる税額が対象）</p> <p>○土地 流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった土地</p> <p>○家屋・償却資産 価格の2割以上の価値を減じる損害を受けた家屋・償却資産</p>	区分	損害の程度	軽減又は免除の割合
		土地 (※)	10分の8以上	10分の10
			10分の6以上10分の8未満	10分の8
			10分の4以上10分の6未満	10分の6
			10分の2以上10分の4未満	10分の4
		家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10分の10
			主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
			屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
			下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
		※土地についての損害の程度： 被害面積÷当該土地面積		

※ 必要書類 減免申請書・り災証明書

※ 申請 納期限前7日までに減免申請書を提出

【問い合わせ先】 玉東町役場税務課 電話 0968-85-3184